



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
4月7日(火)  
第94号

## 目次

### 告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 321
- 道路の区域の変更..... 324
- 道路の供用開始..... 324
- 都市計画事業計画の変更認可..... 325
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 325

### 公 告

- 栃木県総合文化センターの利用料金の承認..... 326
- 土地改良区役員の退就任..... 331
- 土地改良区連合役員の退就任..... 332
- 市町村営土地改良事業の換地処分届出..... 332
- 開発行為の工事完了..... 332
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示..... 333

## 告 示

### 栃木県告示第二百二十号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和二年度分の補助金等から適用する。

令和二年四月七日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略							略						
産業 労働 観光 部	振興 課	I O T 等導入 調査支 援補助 金	略				産業 労働 観光 部	振興 課	I O T 等導入 調査支 援補助 金	略			

スマート トサブ ライ チエー ン構築 支援補 助金	IoT等 に対応し た連携シ ステム開 発による スマート サプライ チェーン 構築やサ イバーセ キュリ ティ対策 等に要す る経費の 一部を支 援すること で、連 携企業全 体の生産 性向上を 図る。	県内に事業 所を有する 中小企業基 本法(昭和 三十八年法 律第五百十 四号)第二 条第二項第 一号に掲げ る中小企業 者その他知 事が適当と 認める企業 (以下この 項において 「中堅企業 者・中小企 業者」とい う。)が複 数連携して 行うスマー トサプライ チェーン構 築、サイ バーセキュ リティ対策 等に要する 次に掲げる 経費 一 機械装 置の購 入、試 作、改 良、借用 に要する 経費 二 外注に 要する経 費 三 技術指 導の受入 に要する 経費 四 開発に 直接従事 する者の 人件費 五 消耗品 費	当該中堅 企業 者・ 中小 企業 者 ただ し、 六百 万円 を限 度と す る。
--	--	--	--

サブライチェーン再構築支援補助金	県内に事業所を有する資本金の額又は出資の総額が五億円未満の企業(以下この項において「中小企業者等」という。)が、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの毀損等により、海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するため	一 機械装置又は工具器具の購入、据付け、借用又は修繕に要する経費 二 工事費 三 原材料及び副資材の購入に要する経費 四 技術指	当該経費の三分の二以内。ただし、千円を限度とする。	中小企業者等	六 共同実施契約等に基づき補助事業者が連携先企業に支払う経費 七 一から六までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費
------------------	---	---	---------------------------	--------	---

略	略	設備導入等を支援し、県内生産の影	導の受入に要する経費	略	略
		響低減と生産回帰を図る。	五 一から四までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

(工業振興課)

栃木県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年4月7日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年4月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 408号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字坂ノ上 1498-9から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺字坂ノ上 1497-3まで	31.0～53.2	154.0	
	後	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字坂ノ上 1498-9から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺字坂ノ上 1497-3まで	50.2～99.5	154.0	

栃木県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年4月7日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年4月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
------	-----	---------------	---------

14	主要地方道 鹿沼日光線	鹿沼市引田1161-1から 鹿沼市引田688-2まで	令和2(2020)年 4月7日
70	主要地方道 宇都宮今市線	日光市千本木791-35から 日光市千本木791-35まで	令和2(2020)年 4月7日

(道路保全課)

**栃木県告示第223号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1003号足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2(2020)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称  
佐野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和46(1971)年11月5日～令和8(2026)年3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年栃木県告示第1003号、昭和53年栃木県告示第327号、昭和53年栃木県告示第1032号、昭和60年栃木県告示第220号、昭和62年栃木県告示第371号、平成元年栃木県告示第461号、平成6年栃木県告示第126号、平成8年栃木県告示第220号、平成10年栃木県告示第196号、平成12年栃木県告示第563号、平成15年栃木県告示第139号、平成17年栃木県告示第278号、平成20年栃木県告示第8号、平成23年栃木県告示第131号、平成26年栃木県告示第303号、平成27年栃木県告示第166号及び平成29年栃木県告示第124号の事業地から植下町字間ノ田町、伊勢山町字伊勢山、高萩町及び庚申塚町字壺丁田町を除きすべて削り、吉水町字籠ノ目を加える。

(2) 使用の部分

昭和46年栃木県告示第1003号、昭和53年栃木県告示第327号、昭和53年栃木県告示第1032号、昭和60年栃木県告示第220号、昭和62年栃木県告示第371号、平成元年栃木県告示第461号、平成6年栃木県告示第126号、平成8年栃木県告示第220号、平成10年栃木県告示第196号、平成12年栃木県告示第563号、平成15年栃木県告示第139号、平成17年栃木県告示第278号、平成20年栃木県告示第8号、平成23年栃木県告示第131号、平成26年栃木県告示第303号、平成27年栃木県告示第166号及び平成29年栃木県告示第124号の収用の部分とした事業地から植下町字間ノ田町、伊勢山町字伊勢山、高萩町及び庚申塚町字壺丁田町を除きすべてを使用の部分とし、多田町字宮ノ内、字柴田、山越町字福井、字雉予ノ尾、吉水町字中江川、字中ノ目、新吉水町字加藤前、字根岸前、字中道通、字天神後、飯田町字茂呂、字大手、字天神、字西田、字西田淵、字水尾、字寺地を加え、多田町字西川通、字長市、山越町字塚本、字榎本、字中川原、字宮ノ上、字宮ノ下、字竜谷、字深根、字十二所道上、字十二所道下、栃本町字六通、吉水町字杉内、字諏訪、字小堀、字美路川、字興聖寺、字大明神、字寺之後、字観音堂、新吉水町字粕谷、字天神前、字村西、吉水駅前一丁目、吉水駅前二丁目、吉水駅前三丁目、植下町字若宮町及び馬門町字西茂呂において事業地を変更する。

(都市整備課)

**栃木県告示第224号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
アウェイ建築評価ネット株式会社
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	東京都品川区大崎一丁目6番4号	東京都新宿区揚場町2番18号

- 3 変更年月日  
令和2(2020)年4月13日

(建築課)

## 公 告

### ○栃木県総合文化センターの利用料金の承認

栃木県総合文化センター設置及び管理条例(平成3年栃木県条例第2号)第9条第2項後段の規定により令和2(2020)年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則(平成3年栃木県規則第26号)第19条の規定により公告する。

令和2(2020)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 ホール、会議室等の利用料金

利用区分		利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
メイ ン ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	33,000円	61,600円	83,600円
		土曜日、日曜日及び休日	41,300円	77,100円	103,000円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	42,800円	80,000円	106,000円
		土曜日、日曜日及び休日	53,600円	100,000円	134,000円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	49,500円	92,400円	124,000円
		土曜日、日曜日及び休日	61,800円	114,000円	155,000円
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	66,100円	121,000円	166,000円	
	土曜日、日曜日及び休日	82,600円	152,000円	207,000円	
5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	82,600円	152,000円	207,000円	
	土曜日、日曜日及び休日	102,000円	191,000円	260,000円	
サブ ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	12,600円	23,600円	31,900円
		土曜日、日曜日及び休日	15,600円	29,600円	40,000円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,300円	30,700円	41,700円
		土曜日、日曜日及び休日	20,500円	38,300円	52,200円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,000円	35,400円	48,100円
		土曜日、日曜日及び休日	23,700円	44,400円	60,200円
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,200円	47,300円	64,300円	
	土曜日、日曜日及び休日	31,600円	59,100円	80,300円	

5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,600円	59,100円	80,300円
	土曜日、日曜日及び休日	39,500円	74,000円	100,000円
第1楽屋から第4楽屋まで、第10楽屋及び第11楽屋(1室について)		770円	980円	1,330円
第5楽屋から第9楽屋まで(1室について)		2,230円	3,020円	3,700円
第12楽屋及び第13楽屋(1室について)		980円	1,330円	1,670円
特別会議室		15,500円	20,800円	26,000円
第1会議室		12,000円	15,900円	20,000円
第2会議室		7,410円	9,900円	12,300円
第3会議室及び第4会議室(1室について)		6,730円	8,990円	11,100円
第1和室及び第2和室(1室について)		1,900円	2,570円	3,130円
音楽練習室		4,710円	6,280円	7,860円
古典芸能練習室		2,790円	3,700円	4,710円
演劇練習室		4,360円	5,830円	7,290円
リハーサル室		7,630円	10,100円	12,600円

備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいい、入場料に2以上の区分がある場合は、そのうちの最高の額をいう。
- 4 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間(2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の利用料金の額は、3ホール、会議室等の時間外利用料金のとおりとする。
- 5 メインホール又はサブホールを専ら準備、片付け又はリハーサルのために利用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 6 平日にメインホールの1階席(846席)のみを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 7 1月にホールを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 8 利用日の60日前から14日前までにホールの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 9 ホールを利用する場合で、当該利用日の60日前から前日までの期間に当該利用のためにリハーサル室及び練習室を利用する場合のリハーサル室及び練習室の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 10 5から9までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 ギャラリーの利用料金

利用区分	利用時間	午前9時から午後7時まで	
	第1ギャラリー	入場料を徴収しない場合	9,760円
		入場料を徴収する場合	19,400円

第2ギャラリー		入場料を徴収しない場合	6,730円	
		入場料を徴収する場合	13,300円	
第3ギャラリー		入場料を徴収しない場合	11,700円	
		入場料を徴収する場合	23,500円	
第4ギャラリー	全部の利用		入場料を徴収しない場合	28,320円
			入場料を徴収する場合	56,400円
	一 部 の 利 用	2/3の利用	入場料を徴収しない場合	18,880円
			入場料を徴収する場合	37,600円
	1/3の利用	入場料を徴収しない場合	9,440円	
		入場料を徴収する場合	18,800円	

## 備考

- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後7時後に利用する場合の利用料金の額は、30分につきこの表に定める額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 1月にギャラリーを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 利用日の60日前から14日前までにギャラリーの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 3及び4の場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## 3 ホール、会議室等の時間外利用料金

区 分	30分当たりの時間外利用料金の額(円)
午前9時から正午までの利用時間区分に接続して午前9時前又は正午から午後1時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の20を乗じて得た額
午後1時から午後5時までの利用時間区分に接続して正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後6時から午後10時までの利用時間区分に接続して午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料金の100分の15を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## 4 附属設備及び器具の利用料金

分類	名 称	施 設 区 分	単 位	利 用 料 金
舞	所作台	メインホール	式	8,990円
		サブホール	式	6,170円
	松羽目	ホール	式	1,440円
	竹羽目	ホール	式	2,570円
	毛せん	ホール	枚	180円



台		練習室	枚	100円	
	高座用布団	共通	枚	270円	
	平台	共通	台	150円	
附	音響反響板	メインホール	式	6,730円	
	オーケストラピット	メインホール	式	6,730円	
	指揮者台	ホール	台	320円	
	指揮者用譜面台	ホール	台	220円	
属	譜面台	共通	台	100円	
	バンドディレクターシステム	共通	式	530円	
	コントラバス用椅子	共通	脚	100円	
設	演台	メインホール	式	710円	
		サブホール	式	660円	
	司会者台	ホール	台	270円	
備	大太鼓	共通	式	1,110円	
	金屏風	ホール	双	1,780円	
	銀屏風	ホール	双	1,780円	
	鳥の子屏風	ホール	双	1,780円	
及	地絣	ホール	式	1,440円	
	紗幕	ホール	式	1,330円	
	紅白幕	メインホール	式	1,110円	
び	浅黄幕	メインホール	式	1,110円	
	定式幕	メインホール	式	1,110円	
	ジョーゼット幕	ホール	式	1,330円	
	ビニール Horizont 幕	ホール	式	1,330円	
器	鳥屋囲	メインホール	式	1,110円	
	金砂子囲	ホール	式	2,230円	
	バレエ用シート	メインホール	式	11,100円	
サブホール		式	5,610円		
リハーサル室		式	8,990円		
具	仮設能舞台	ホール	式	17,800円	
	ドライアイスマシーン	ホール	台	1,670円	
	照	フットライト	メインホール	列	880円
		花道フットライト	メインホール	列	530円
		ロアー Horizont ライト	メインホール	列	1,330円
サブホール	列		1,110円		
ボーダーライト	メインホール	列	1,230円		

明 附 属 設 備 及 び 器 具		サブホール	式	1,230円
	中アップパーホリゾントライト	メインホール	列	2,000円
	アップパーホリゾントライト	メインホール	列	3,130円
		サブホール	列	1,780円
	フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740円
	第1シーリングスポットライト	メインホール	列	2,790円
	第2シーリングスポットライト	メインホール	列	5,610円
	第5シーリングライト	サブホール	列	2,240円
	第6シーリングライト	サブホール	列	1,480円
	コンダクタースポットライト	メインホール	台	650円
	センターピンスポットライト	メインホール	台	2,790円
	ピンスポットライト	サブホール	台	1,110円
	エリプソイダルスポットライト	ホール	台	510円
	電動ピンスポットライト	メインホール	台	1,110円
	スポットライト(500W)	ホール	台	220円
	スポットライト(1KW)	ホール	台	320円
	スポットライト(1.5KW)	ホール	台	430円
	スポットライト(2KW)	ホール	台	530円
	ストリップライト(6灯用)	ホール	本	220円
		ホール	本	320円
エフェクトマシーン	ホール	台	1,110円	
ミラーボール	ホール	式	1,110円	
ストロボ	ホール	台	1,670円	
星球	ホール	式	1,110円	
波マシーンエフェクトライト	ホール	台	1,110円	
音 響 附 属 設 備	拡声装置	メインホール	式	4,150円
		サブホール	式	3,360円
		会議室	式	2,230円
		練習室	式	530円
	はね返りスピーカー	ホール	本	530円
	移動ステージスピーカー	ホール	本	1,110円
	3点吊マイクロホン装置	ホール	式	1,110円
	ワイヤレスマイク	ホール	本	2,000円
	コンデンサーマイク	ホール	本	1,560円
	ダイナミックマイク	ホール	本	1,110円
ポータブルマイクシステム	共通	式	530円	

及び器具	マイクスタンド	共通	本	100円
	音響移動卓	ホール	台	1,330円
	カセットテープレコーダー	共通	台	1,110円
	CDプレーヤー	共通	台	1,110円
	MDプレーヤー	共通	台	1,110円
	オープンテープレコーダー	共通	台	1,670円
	ダイレクトボックス	ホール	台	620円
	ライン入出力	ホール	回線	310円
	マルチケーブル	ホール	式	510円
その他の附属設備及び器具	ビデオカメラ	共通	台	2,230円
	ビデオモニター	共通	台	2,230円
	モニターテレビ	共通	台	510円
	スクリーン（移動式）	共通	台	530円
	ピアノ（外国製グランド）	ホール	台	11,100円
	ピアノ（国産グランド）	ホール	台	5,610円
		音楽練習室	台	1,670円
		リハーサル室	台	1,670円
	アップライトピアノ	共通	台	1,250円
	ポジティブオルガン	共通	台	5,610円
	持込器具電源利用料	ホール	500W	220円
	移動式ステージ	共通	台	150円
	液晶プロジェクター	共通	台	1,330円
DVDプレイヤー	共通	台	1,110円	

備考

- 1 利用料金の額は、1 ホール、会議室等の利用料金の表に定める利用時間区分（ギャラリーにあっては、利用時間。以下「利用時間区分」という。）ごとの額とする。
- 2 利用時間区分以外の時間（2 以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2 以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、3 時間を単位（3 時間に満たない時間は、3 時間とみなすものとする。）としてこの表で定める額（ギャラリーにあっては、この表に定める額に100分の40を乗じて得た額）とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 施設区分欄における「共通」とは、ホール、ギャラリー、会議室、練習室、和室及びリハーサル室をいう。
- 4 「持込器具電源利用料」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500W毎に徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

（県民文化課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退

任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
三栗谷用水 土地改良区	理 事	寺崎 互		足利市高松町476	令 和 2 (2020) . 2 . 24	
	〃		山根 久好	〃 〃 1211		令 和 2 (2020) . 3 . 19

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川中部 土地改良区 連 合	理 事		小川 英海	高根沢町大字栗ヶ島349		令 和 2 (2020) . 3 . 11
	〃		加藤 岩男	〃 大字平田305		〃
鬼 怒 中 央 土 地 改 良 区 連 合	〃	大田和正一		真岡市下籠谷733	令 和 2 (2020) . 3 . 16	
	〃		石川 武男	〃 〃 253-2		令 和 2 (2020) . 3 . 17

○市町村営土地改良事業の換地処分の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、小山市下河原田・生駒地区内の土地について、次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

令和 2 (2020) 年 3 月 23 日

2 換地処分の内容

令和 2 (2020) 年 3 月 16 日 付 け 栃 木 県 指 令 下 農 振 第 1329 号 で 認 可 し た 換 地 計 画 の と お り 。

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査

済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上三川字富士山3380番1、3387番1、3387番2、3388番1 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字上三川字富士山3380番1地先	宇都宮市上戸祭町3007番地22	株式会社むぎくら
河内郡上三川町大字上蒲生字柳内664番4、664番6、665番1	河内郡上三川町大字上蒲生455番地9	上蒲生南自治会長武藤 弘行
河内郡上三川町大字上蒲生字地藏堂1422番8、1422番9、1423番13	河内郡上三川町大字上三川3925番地1 シャングリラ106	白 滝 司
塩谷郡高根沢町大字石末字向原2755番2	塩谷郡高根沢町大字石末3204番地2	末 宗 雅 子 末 宗 圭 伍
下野市柴字水溜り88番95、88番105	下野市柴88番地95	諏 訪 昇
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1137番4の一部	日光市中央町17番地7 サンビレッジ オアシスⅡ B棟102号室	秋 田 真 紀 秋 田 典 之
下都賀郡壬生町大字国谷字大明神322番221	下都賀郡壬生町大字国谷322番地221	糸 川 美 代 子
下都賀郡壬生町大字安塚字鍋小路25番5、25番6、26番2、26番3、26番4、26番5、27番2、27番3、27番4、27番5、37番1、37番3、39番1、40番1、40番3 (開発行為に関する工事) 下都賀郡壬生町大字安塚字鍋小路37番1地先道路	下都賀郡壬生町大字安塚39番地1	社会福祉法人一期一会の会

(都市計画課)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、令和 2 (2020) 年度においては、次のとおりとする。

令和 2 (2020) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格  
競争入札参加者資格等(平成 8 年栃木県告示第 105 号)のとおりとする。
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書を入手するための手段  
栃木県会計局会計管理課(〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 電話 028-623-3023)で配布するほか、  
栃木県ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>)からダウンロードすることができる。

(会計局会計管理課)